

全国の中小企業活性化協議会一覧

●お問い合わせ・申請受付				
協議会名	協議会を設置する認定支援機関	郵便番号	住 所	電話番号
北海道中小企業活性化協議会	札幌商工会議所	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6階	011-222-2829
青森県中小企業活性化協議会	(公財) 21あおり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1021
岩手県中小企業活性化協議会	盛岡商工会議所	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル103号室	019-604-8750
宮城県中小企業活性化協議会	(公財) みやぎ産業振興機構	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-3872
秋田県中小企業活性化協議会	秋田商工会議所	010-0923	秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館 6階	018-896-6150
山形県中小企業活性化協議会	(公財) やまがた産業支援機構	990-8580	山形市城南町1-1-1 齋城セントラル13階	023-646-7273
福島県中小企業活性化協議会	(公財) 福島県産業振興センター	960-8035	福島県福島市本町 5番 5号 福島本町フコク生命ビル2階	024-573-2562
茨城県中小企業活性化協議会	水戸商工会議所	310-0803	水戸市城南1-2-43 NKCビル6階	029-300-2288
栃木県中小企業活性化協議会	宇都宮商工会議所	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階	028-610-4110
群馬県中小企業活性化協議会	(公財) 群馬県産業支援機構	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター	027-265-5061
埼玉県中小企業活性化協議会	さいたま商工会議所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5階	048-836-1330
千葉県中小企業活性化協議会	千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13階	043-201-3331
東京都中小企業活性化協議会	東京商工会議所	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階	03-3283-7425
神奈川県中小企業活性化協議会	(公財) 神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	045-633-5143
新潟県中小企業活性化協議会	(公財) にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル 10階	025-246-0096
長野県中小企業活性化協議会	(公財) 長野県産業振興機構	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-6235
山梨県中小企業活性化協議会	(公財) やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-220-2977
静岡県中小企業活性化協議会	静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館3階	054-253-5118
愛知県中小企業活性化協議会	名古屋商工会議所	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7階	052-223-6953
岐阜県中小企業活性化協議会	岐阜商工会議所	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所ビル5階	058-212-2685
三重県中小企業活性化協議会	(公財) 三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6階	059-228-3370
富山県中小企業活性化協議会	(公財) 富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル2階	076-444-5663
石川県中小企業活性化協議会	(公財) 石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館2階	076-267-1189
福井県中小企業活性化協議会	福井商工会議所	918-8580	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階	0776-33-8293
滋賀県中小企業活性化協議会	大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 9階	077-511-1529
京都府中小企業活性化協議会	京都商工会議所	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター6階	075-353-7330
奈良県中小企業活性化協議会	奈良商工会議所	631-0824	奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所 3階	0742-52-5110
大阪府中小企業活性化協議会	大阪商工会議所	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所5階	06-6944-5343
兵庫県中小企業活性化協議会	神戸商工会議所	650-0046	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階	078-303-5852
和歌山県中小企業活性化協議会	和歌山商工会議所	640-8567	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	073-402-7788
鳥取県中小企業活性化協議会	(公財) 鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1 鳥取県産業振興機構	0857-33-0195
島根県中小企業活性化協議会	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階	0852-23-0701
岡山県中小企業活性化協議会	(公財) 岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4階	086-286-9682
広島県中小企業活性化協議会	広島商工会議所	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5階	082-511-5780
山口県中小企業活性化協議会	(公財) やまぐち産業振興財団	754-0041	山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設(KDDI 維新ホール) 2階	083-902-5221
徳島県中小企業活性化協議会	徳島商工会議所	770-8530	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館 (KIZUNAプラザ) 3階	088-626-7121
香川県中小企業活性化協議会	高松商工会議所	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館4階	087-811-5885
愛媛県中小企業活性化協議会	(公財) えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館	089-970-5790
高知県中小企業活性化協議会	高知商工会議所	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア5階	088-802-1520
福岡県中小企業活性化協議会	福岡商工会議所	812-8505	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル9階	092-441-1221
佐賀県中小企業活性化協議会	佐賀商工会議所	840-0826	佐賀市白山2丁目1番12号佐賀商工ビル4階	0952-27-1035
長崎県中小企業活性化協議会	長崎商工会議所	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館3階	095-811-5129
熊本県中小企業活性化協議会	熊本商工会議所	860-0022	熊本市中央区横柏屋町10 熊本商工会議所ビル3階	096-311-1288
大分県中小企業活性化協議会	大分県商工会連合会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館6階	097-540-6415
宮崎県中小企業活性化協議会	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館 (KITENビル) 7階	0985-22-4708
鹿児島県中小企業活性化協議会	鹿児島商工会議所	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8階	099-805-0268
沖縄県中小企業活性化協議会	那覇商工会議所	900-0015	那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル 5階	098-868-3760

関係機関のご紹介

よろず支援拠点
中小企業・小規模事業者、創業予定の方等
の売上拡大や経営改善といった、経営上の
あらゆる悩みの相談に対応しています。



事業承継・引継ぎ支援センター
親族内への承継も、第三者への引継ぎも、
中小企業の事業承継に関するあらゆるご
相談に対応します。



このパンフレットのお問い合わせは
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部 事業再生支援課 (中小企業活性化全国本部)
TEL. 03-5470-1477 FAX. 03-5470-1478
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
<https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/index.html>



再生支援 全国本部

検索

2024年5月1日現在

中小企業活性化協議会事業のご案内



国(経済産業局及び沖縄総合事務局)は、産業競争力強化法の規定に基づき、すべての都道府県に中小企業活性化協議会を設置しています。設置場所(委託先)は、都道府県庁所在地の商工会議所や県の公益財団法人等(認定支援機関)です。
また、中小機構には中小企業活性化全国本部が設置されています。



中小企業活性化協議会とは

中小企業活性化協議会は、収益力改善、事業再生、再チャレンジまで
幅広く経営課題に対応する、国が設置する公正中立な機関です。

- 相談の秘密を厳守します
- 専門家が相談を受け支援します
- 地域全体でバックアップします

中小企業活性化協議会は、2022年4月1日に中小企業再生支援協議会の支援業務部門と経営改善支援センターとを統合し、新たな支援業務を担う組織として発足しました。

窓 口 相 談

事業再生支援

収益力改善支援

再チャレンジ支援

経営改善計画策定支援事業

中小企業活性化協議会の支援体制

中小企業活性化協議会(協議会)には、統括責任者であるプロジェクトマネージャー(PM)のほか、PMを補佐する複数のサブマネージャー(SM)が配置されています。PMとSMは主に地方銀行等出身者や公認会計士等の士業が務めています。案件によっては、外部の専門家等を支援チームに迎え、当該案件に取り組む体制を整えています。



中小企業の駆け込み寺

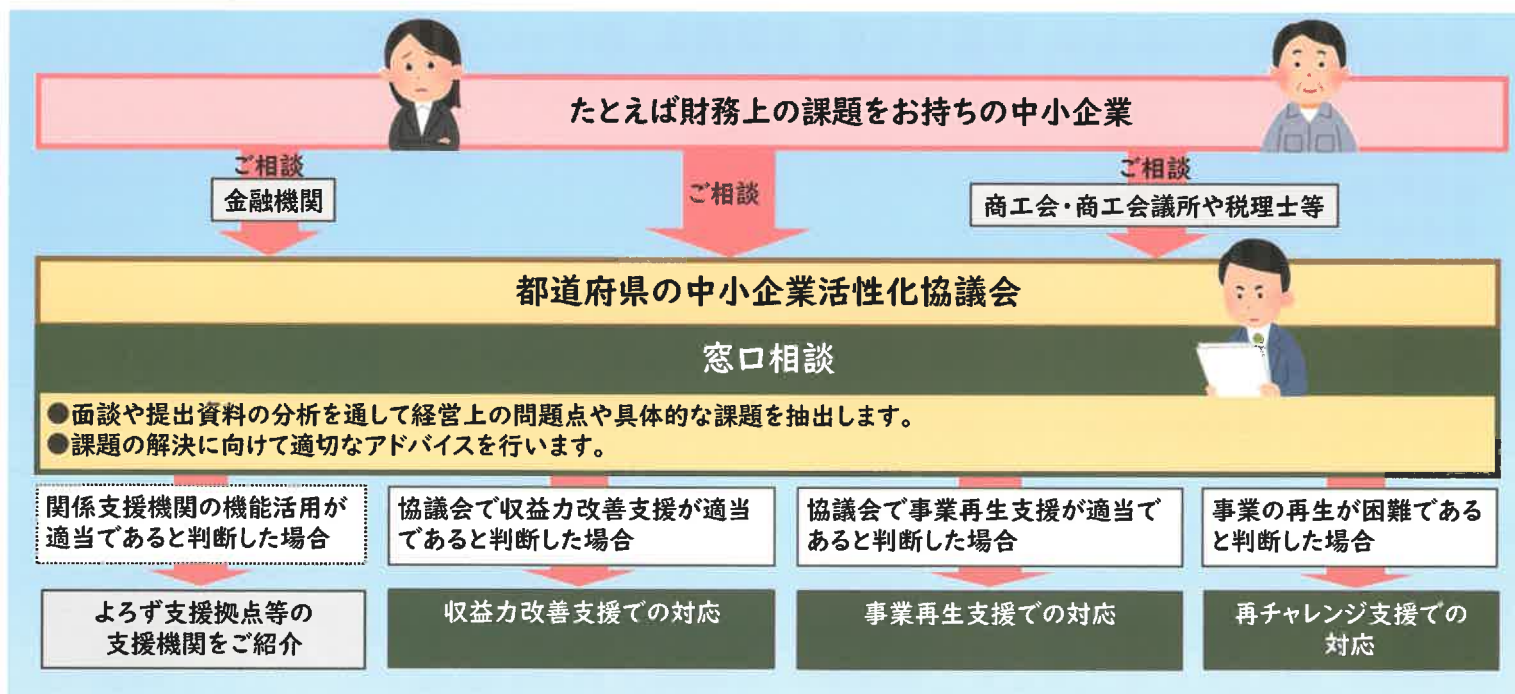
中小企業活性化協議会は、中小企業の財務的安定のための収益力改善をはじめ、借入金返済等の課題を抱えた中小企業の経営再建に向けた取組を支援する、国が設置する公正中立な機関です。

また、国が認定する士業等専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援しています。

このように協議会では、中小企業の経営課題に幅広く対応し、協議会と地域の士業等専門家による支援体制を整えています。困ったときは早めのご相談をお勧めします。



第1次段階 窓口相談



第2次段階 収益力改善、事業再生、再チャレンジ支援

収益力改善支援事業

協議会が行う収益力改善の支援は、経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題・問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を行うものです。

経営の**足腰の強化**と考え、財務的安定に向けて早目の取り組みが重要です。



こんな方にご利用をお勧めします。

経営環境の変化に対応した収益力改善の必要があり、

- ☐ 収益力改善により財務的安定を図りたい
- ☐ 自社の課題・問題点を客観的に把握したい
- ☐ 経営環境の変化に対応したビジネスモデルを構築したい
- ☐ 収益力改善に向けた具体的な行動計画を策定したい
- ☐ ガバナンス体制を整備したい

事業再生支援

協議会が行うリスケ支援や事業再生支援の手法は、金融機関等の債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、経営再建を進めます。

経営に**入院治療や手術**が必要な状況と考え、再生への意欲を持ち続けることが大切です。

経営の入院治療・手術



原則3年間のモニタリング（フォローアップ）

経営再建へ

経営者保証に関するガイドラインによる事業再生と一体での保証債務の整理



こんな方にご利用をお勧めします※。

深刻な経営状況のため**金融支援**を得る必要があり、

- ☐ 経営再建に向けて問題点等に対するアドバイスがほしい
- ☐ 事業を継続しつつ金融支援を得て立て直しを図りたい
- ☐ 再生が困難な場合、新たな挑戦への支援がほしい

※協議会では、過大投資等により過剰債務を抱え一時的に経営が悪化しているが、主力事業では黒字が見込まれ、財務や事業の見直しなどにより再生可能な中小企業者に対し、相談対応、再生計画策定支援、金融調整等の支援を行っています。

※深刻な経営状況になる前に、早めのご相談をお勧めします。

※協議会では融資斡旋はしていません。

経営者保証 ガイドライン 検索

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou>



再チャレンジ支援・経営者保証ガイドライン（単独型）による保証債務整理への支援

協議会による再生が困難と分かった場合にも、相談企業や保証人は、「円滑な廃業」や「経営者・保証人の再スタート」に向けて、各種のアドバイスや代理人弁護士との紹介を受けられます（再チャレンジ支援）。

また、企業の債務整理によって保証債務の整理が必要になった場合には、経営者や保証人は、**経営者保証ガイドライン（単独型）**に基づく保証債務の整理について、協議会の支援を受けられます。

経営者保証に関するガイドラインによる単独での保証債務の整理



経営改善計画策定支援事業（旧経営改善支援センター事業）

国が認定する士業等専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が補助する事業です。

- 早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展事業）
- 経営改善計画策定支援事業
「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」活用に対する支援
ガイドラインに基づく計画策定



早期経営改善計画策定支援事業及び経営改善計画策定支援事業では、協議会のPM・SMが計画内容の品質向上に資する意見・助言等を行います。ただし、協議会が金融調整や成否等の責任を負うものではありません。



再生支援 全国本部

検索

